別紙②

地域公共交通網形成計画策定事業

経済部　運輸観光課

新居浜市地域公共交通網形成計画の位置づけ

第五次新居浜市長期総合計画

↓

都市計画マスタープラン

（H13～32年度計画）

交通分野

都市交通マスタープラン

（H20年度策定　H21～40年度計画）
※H30年度見直し予定

↓

地域公共交通総合連携計画

（H22年度策定　H23～25年度計画）
（H25年度策定　H26～30年度計画）
※地域公共交通活性化再生法の改正により現在は任意の計画

都市交通戦略

（H20年度策定　H21～30年度計画）
（H25年度に、H26～30年度の後期戦略の見直しを実施）

基本的な方針を踏襲

移行（修正）

＜現行の連携計画に追加する事項＞
・コンパクトシティ実現に向けたまちづくりとの連携
・地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

「地域公共交通活性化再生法」
H26.11法改正

連　携

立地適正化計画

（H30年度策定予定）

地域公共交通網形成計画

地域公共交通網形成計画とは

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン＋事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすもの

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、平成26年11月に施行

法定計画として、地方公共団体が協議会を開催して地域公共交通網形成計画を策定することができる

目的

地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させる

メリット

地域公共交通網形成計画を策定した場合、デマンドタクシー運行事業における補助制度の国庫補助上限額の漸減幅が緩和される

改正地域公共交通活性化再生法（平成26年5月成立）の概要

国土交通省

交通政策基本法（平成25年12月4日公布・施行）の具体化

- 日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等
- まちづくりの観点からの交通施策の促進
- 関係者相互間の連携と協働の促進

等

目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

①地方公共団体が中心となり、
②まちづくりと連携し、
③面的な公共交通ネットワーク　を再構築

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ

現　状

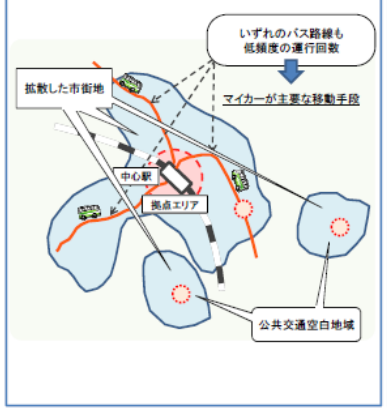

まちづくりと一体となった公共交通の再編

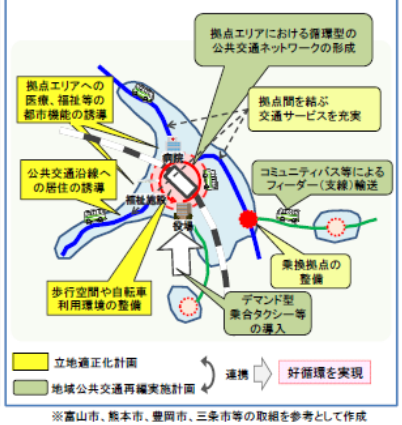

※富山市、熊本市、豊岡市、三条市等の取組を参考として作成

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

- 基本方針　国が策定　まちづくりとの連携に配慮
- 地域公共交通網形成計画　事業者と協議の上、地方公共団体が協議会を開催し策定
  - ■ コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
  - ■ 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業	軌道運送高度化事業（LRTの整備）	鉄道事業再構築事業（上下分離）	…
地域公共交通再編実施計画	実施計画	実施計画	…

面的な公共交通ネットワークを再構築するため、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施

地方公共団体が事業者等の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

※改正地域公共交通活性化再生法については、平成２６年１１月２０日に施行

各種計画の関係（立地適正化計画、都市・地域総合交通戦略、地域公共交通網形成計画）

国土交通省

○立地適正化計画は、都市・地域総合交通戦略が目指すべき都市像のマスタープランとなることから、立地適正化に記載する交通に関する施策は、戦略に位置づけた施策を書くことが考えられる。

○地域公共交通網計画は、将来の都市像と整合した、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を目指すものであり、都市・地域総合交通戦略と同様の計画となることも考えられる。

＜立地適正化計画＞

＜基本的な考え方＞
都市全体の構造を見直し、目指すべき都市像を実現のため、以下の内容を記述
- 都市機能
- その周辺や公共交通の沿線に居住誘導
- 拠点アクセスなど公共交通等の充実
  →都市・地域総合交通戦略の施策を記載

立地適正化計画に位置づけられた事業に対し、都市・地域交通戦略推進事業で予算の重点配分とともに交付率嵩上げ等の支援

＜都市・地域総合交通戦略＞

＜戦略策定の目的＞
- 目指すべき都市像の実現を目指すため、都市全体を見渡した交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策を推進。

＜地域公共交通網形成計画＞

＜現行の連携計画に追加する事項＞
- コンパクトシティ実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

- 両計画が同様の内容となることも考えられる
- このため、同じ協議会とするなど、今以上に密接に連携

地域公共交通網形成計画策定の流れ（イメージ）

平成29年度

庁内検討委員会

新居浜市地域公共交通活性化協議会

庁内検討委員会

新居浜市地域公共交通活性化協議会

庁内検討委員会

新居浜市地域公共交通活性化協議会

パブリックコメント

住民意向調査

利用実態調査、結果の整理

上位・関連計画の整理

公共交通に関わる問題・課題の抽出

地域公共交通網形成計画の将来像・基本方針・方向性の検討

事業方策の整理

効果及び評価指標の検討

地域公共交通網形成計画（案）のとりまとめ

事業予算等

○策定費用

年　度	事業費 （委託料）	国　　費 （予定額）	市　　費 （予定額）
平成29年度	1，400万円	450万円	950万円

○委託先の決定方法

公募型プロポーザルによる企画提案方式
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約